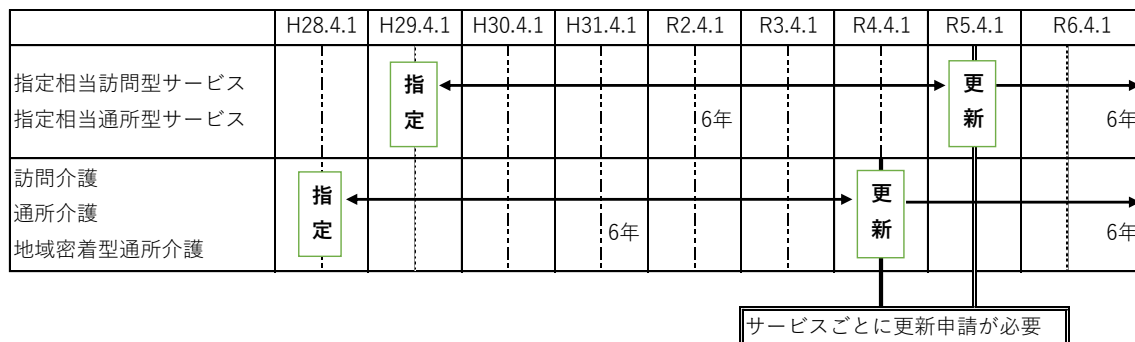


参考 介護予防・日常生活支援総合事業にかかる指定有効期間の短縮について

事業を継続するためには、6年ごとに指定の更新が必要です。ただし、訪問介護相当サービス及び通所型相当サービスについては、すでに指定を受けている「訪問介護」「通所介護」「地域密着型通所介護」と同一所在地で事業を実施する場合に限り、指定の有効期間を短縮し、当該同種のサービスと同時に指定更新申請を行うことができます。なお、指定申請書にいずれの有効期間を希望するか記入する欄がありますので、指定申請の際は、記入のうえご提出ください。

- 有効期間短縮のメリット
同種のサービスと同時に指定更新申請が可能（事務の簡素化）
※ 本市に所在する事業所の場合のみ
- 有効期間短縮のデメリット
初回の指定有効期間が短くなる

【例１】有効期間を短縮しない場合



【例２】有効期間を短縮する場合

